

五の二工事といたしまして第三中学校体育館裏からさらに上流へ延長百十五メートル、ほたる公園手前までを施工しようとするものでございます。なお、JRの横断部の前後合わせまして八十九・一八七メートルのうちJRへの委託工事分といたしまして三十五・五メートルを、残り五十三・六八七メートル分は市発注その五の一工事といたしまして現在施工中でございます。

排水路の構造といたしましては、プレキャストボックスカルバートで内径が三・五メートル、深さ二・二メートルを五十五メートル、内径が三・五メートルで深さ二・一メートルを六十メートル、開削工法で施工するものでございまして、将来この上に道路築造ができる構造となっております。

次に、契約の関係でございますが、本議案に記載してございますように、契約の目的が下の川改修その五の二工事で、契約の方法といたしましては指名競争入札による契約でございます。契約の金額は一億四千六百七十七万五千円でございまして、この金額は消費税四百二十七万五千円が含まれたものでございます。本件の入札経過につきましては、裏面に添付してございます資料のとおりでございますので、御参考

に供していただきたいと思います。

次に、工期でございますが、契約の確定の日から平成四年三月二十五日までとなっております。契約の相手方は、東京都港区芝浦三丁目十二番八号、安藤建設株式会社代表取締役長澤光一でございます。なお、本工事の施行管理につきましては、本工事の実施設計を委託いたしました新構造技術株式会社と委託契約をいたす予定でございます。

以上、まことに雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） ちょっと関連でお聞きしたいのですけれども、五日市線の部分を、工事を延び延びでやっておりますけれども、あそこの立体交差の工事は現時点では遅れてはいるわけですが、その遅れている面からいえば順調にいつているわけですか。その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○建設部長（小野光明君） 御指摘のとおり平成二年度が平成三年度に延びたわけでございますけれども、最近またJRの方から連絡がありまして、多少工事は遅れぎみという話は現在入っておりますけれども、何とか督促いたしまして進めるよう努力いたしたいと思っております。

○十一番（松山 清君） とにかく一年遅れてまた遅れぎみという、その詳しいことは私もよくわかりませんけれども、そういう時点、時点で付近住民の方にはきちっと説明というか、そういうことは伝わっているのかどうか、その点ではどうなのでしょう。関連の関連で大変申しわけないのでございますが、わかればお聞かせいただきたいと思います。

○建設部長（小野光明君） この件につきましては、たびたび御指摘等いただいておりますので、この前のときにはやはり説明に回っておりますけれども、今回もうちょっと具体的な経過がはっきりいたしました段階の中で、また地域の住民の皆さん方に御協力方お願いにまいりたいと思っております。

○十一番（松山 清君） 遅れについては当然付近住民の方がいろいろな形で不便をしているわけなのですから、そういう点についてはきちっと説明をしていただくということはお願いしたい。

と同時に、本題に入るとすれば、この下の川関連につきましては、私どもは以前からやはりそこに蓋をかけた後の問題といたしまして、道路にすると、先ほど申し上げた立体化を貫通させることによって、周辺の交通事情が大変に変わると、変化すると。通過道路になり得る可能性があるというように、その対策を再三にわたって取るように言っているわけですが、なかなかこれについては明快な回答と

いうのは残念ながら得られてないわけで、そういう点ではこの改修工事の入札につきましては反対だということだけ申し上げておきたいと思っております。

○十四番（小野沢 久君） 関連でまた言わなくちゃいけなくなったのだけれども、五日市線のトンネルは、また延びるのですか。今の話でいくとどうも延びそうな感じだけれども、余裕を持って延ばしたのじゃなかったですか、前のときに。もうこれで絶対大丈夫だということ。また延びるのじゃまた問題だよ。また金払えと言われるかも知れないよ。それじゃこれは話にならないですよ。部長云々じゃなくて、これはやはり理事者の方だけれども、前のときに余裕を持って延ばしたという理解をしますから、ですから、

紹介議員遠藤洋一君から本趣旨の説明を求めます。

(十三番 遠藤洋一君登壇)

○十三番(遠藤洋一君) 請願第三一一号、アメリカ海軍航空母艦インディペンデンスの横須賀配備に反対する請願書について、紹介議員から趣旨説明をいたしたいと思ひます。

既にインディペンデンスにつきましては、八月二十九日付け朝日新聞や昨日の読売新聞等々におきましても、新しい航空母艦がまた横須賀にやって来るということについては、皆さんも大変周知のことだと思ひます。今さらインディペンデンスの性能その他について申し上げることはありませんけれども、やはり一番問題は、私どもの町の上を、市内上空を夜間にわたって訓練をします、かつてはミッドウェーの艦載機E2Cの問題がありましたけれども、それと同じ問題がまた発生するのではないかという懸念があります。そこから言いますと、航空母艦そのものが横須賀が母港である限り、申し上げたことはありますけれども、航空母艦に乗っております戦闘部隊の二つの仕事のうちの一つ、つまり艦上防空ということからいえば近くの飛行場に部隊を揚げて、そこで航空母艦を守るということはどうしてもしなければいけない、そういうふうになりますと、母港がこの我が横田基地が近くにある限りこうした演習が行われることは間違いないことになります。

硫黄島での演習につきましても、平成四年度ということになっていきますけれども、既に米軍は供用の開始をしましたけれども、なかなかそれが進んではいません。そうした中で、実は九月十一日にインディペンデンスは横須賀へ入港するわけですけれども、すぐにでもその部隊の演習が始まるという懸念があります。そうした中でぜひ、議会の皆様におかれましても、こうしたアメリカの航空母艦のE2Cの演習がないために、ぜひその元であるところでの横須賀への来日に反対をする決議を上げていただきたいと思ひますし、懸念されております核の問題につきましても、イラク戦争ですっかり有名になりました軍事評論家の江畑謙介氏の分析によっても、今までのミッドウェーよりもはるかに多くの核が積まれているというふうに、研究文献にあるということが指摘をされています。こうした騒音の源であり、非常に危険な核を積むようなインディペンデンスはぜひ日本に来ていただきたくないという決議を上げていただきたいとい

うふうに思っています。

十一日の総務委員会に付託ということになると思ひますけれども、私は、その朝ヨットに乗ってインディペンデンスの前で抗議のためのデモに参加をしたいと思ひておりまして、傍聴はできませんけれども、ぜひ総務委員の皆様御明察なる見解をもちまして、この請願を採択させていただきますようお願い申し上げます、この場で終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長(赤星行人君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。
これより本請願に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

請願第三一一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(赤星行人君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明七日から十九日までの十三日間休会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって明七日から十九日までの十三日間休会とすることに

決定いたしました。

なお、次回本会議は九月二十日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後一時四十三分 散会

陳情第三十二号

「義務教育費国庫負担法」の改正に反対し、これまでに除外・削減された費用の復元を求める陳情書

(陳情趣旨)

「義務教育費国庫負担法」の改正に反対し、これまでに除外・削減された費用の復元を求める意見書を、政府及び関係行政官庁にあて提出していただきたい。

(陳情理由)

政府は、昭和六十年度予算で「義務教育費国庫負担法」を改正して以来、同法の対象から、旅費・教材費等を矢継ぎ早に削減・除外し、来年度予算では過去何度も断念した公立小中学校事務職員・栄養職員の給与費等に対する国庫負担の廃止をあきらめることなく検討していると伝えられています。

義務教育費国庫負担法第一条は、「義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを補償するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする」と明記しており、学校事務職員等を国庫負担の対象から外すことは地方自治体の財政負担をさらに大きくさせ、負担法の基本精神をも踏みにじるものです。

私たちもこの間、再三にわたり関係諸団体に対して要請・請願を繰り返しており、都議会もここ数年「国庫負担制度維持」に関する要望書を国に送り続けています。

過去貴議会でも「改正反対」の決議をいただき、大蔵省の勇み足をただすことができ

ました。今回も本陳情の趣旨について御審議を賜り、採択の上、政府及び関係行政官庁にあて意見書を提出していただくよう要請いたします。

平成三年八月二十九日

陳情者

青梅市和田町二一六二一一二

東京都公立学校事務職員組合

西多摩協議会委員長

酢谷 寿美治

印

青梅市畑中一一三二〇一三

東京都公立学校事務職員組合

西多摩協議会福生分会代表

斉藤 春喜

印

福生市議会議長

赤星 行人 殿

請願第三一—号

アメリカ海軍航空母艦インディペンデンスの横須賀配備に反対の請願書

紹介議員 遠藤 洋一

①印

(請願要旨)

九月に予定されているアメリカ海軍航空母艦インディペンデンスの横須賀配備に対して、貴議会におかれてもこれ以上の騒音を防ぐためにも反対の決議を上げてください。

(請願内容)

去る八月、十八年にわたって神奈川県横須賀を母港としたアメリカ海軍の航空母艦ミッドウェーが退役しました。たくさんの事故や核疑惑については結局、何ひとつ究明はされませんでした。さらには、私たち福生市民にとってはE-2Cの騒音の問題も全く解決しませんでした。日本を去る直前の八月の初めも激しいNLP訓練の騒音が続き、新聞の報道などによりますと、ミッドウェーにかわって今度はさらに大型で新鋭のアメリカ海軍の航空母艦インディペンデンスが横須賀に配備されるということです。六万トン、艦載機も八十機、人員は五千三百人、さらに核攻撃能力も飛躍的にミッドウェーより大きいとのこと。また、搭載の戦闘機も以前より大型のF-14となり、さらに福生市民にとっての気掛かりは、E-2Cがさらにふえることです。

これ以上市内でのNLP訓練は耐えられないところです。硫黄島の訓練についても不透明です。危険と騒音で、市民に迷惑を及ぼすNLP訓練をこれ以上行わないようにするためにも、ぜひインディペンデンスの横須賀配備に反対の決議を上げてくださいます

よう貴議会に対してお願いするところです。

平成三年九月二日

請願者

福生市熊川一、一二五

堀尾 まさ枝



福生市議会議長

赤星 行人 殿

議会運営委員会決定資料

委員会付託件名表

平成三年九月六日第三回福生市議会定例会

| 付託委員会名 | 議案(請願・陳情)番号        | 付託件名                                                                              |
|--------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 総務委員会  | 陳情第三十二号<br>請願第三十一号 | 「義務教育費国庫負担法」の改正に反対し、これまでに除外・削減された費用の復元を求める陳情書<br>アメリカ海軍航空母艦インディペンデンスの横須賀配備に反対の請願書 |

第三回福生市議会定例会会議録 (第十四号)

平成三年九月二十日福生市議会会議場に第三回福生市議会定例会が招集された。

出席議員は次のとおりである。

|      |                |      |                |
|------|----------------|------|----------------|
| 一    | 出席議員は次のとおりである。 | 一    | 出席議員は次のとおりである。 |
| 一番   | 大野悦子君          | 二番   | 田村正秋君          |
| 二番   | 吉沢嘉翁君          | 三番   | 山下進君           |
| 三番   | 須金亮次君          | 四番   | 浜中輝夫君          |
| 四番   | 在原博君           | 五番   | 佐藤慶二君          |
| 五番   | 遠藤洋一君          | 六番   | 林田敏子君          |
| 六番   | 齋藤巽君           | 七番   | 原野和一郎君         |
| 七番   | 堀川實君           | 八番   | 村野重勝君          |
| 八番   | 宮沢良一君          | 九番   | 東田正治君          |
| 九番   | 二十番            | 十番   | 赤星行人君          |
| 十番   | 二十番            | 十一番  | 仲村清信君          |
| 十一番  | 二十番            | 十二番  | 指田保雄君          |
| 十二番  | 二十番            | 十三番  | 井上寅吉君          |
| 十三番  | 二十番            | 十四番  | 小野沢久君          |
| 十四番  | 二十番            | 十五番  | 松山清君           |
| 十五番  | 二十番            | 十六番  | 小野沢久君          |
| 十六番  | 二十番            | 十七番  | 久君             |
| 十七番  | 二十番            | 十八番  | 久君             |
| 十八番  | 二十番            | 十九番  | 久君             |
| 十九番  | 二十番            | 二十番  | 久君             |
| 二十番  | 二十番            | 二十一番 | 久君             |
| 二十一番 | 二十番            | 二十二番 | 久君             |
| 二十二番 | 二十番            | 二十三番 | 久君             |
| 二十三番 | 二十番            | 二十四番 | 久君             |
| 二十四番 | 二十番            | 二十五番 | 久君             |
| 二十五番 | 二十番            | 二十六番 | 久君             |
| 二十六番 | 二十番            | 二十七番 | 久君             |
| 二十七番 | 二十番            | 二十八番 | 久君             |
| 二十八番 | 二十番            | 二十九番 | 久君             |
| 二十九番 | 二十番            | 三十番  | 久君             |
| 三十番  | 二十番            | 三十一番 | 久君             |
| 三十一番 | 二十番            | 三十二番 | 久君             |
| 三十二番 | 二十番            | 三十三番 | 久君             |
| 三十三番 | 二十番            | 三十四番 | 久君             |
| 三十四番 | 二十番            | 三十五番 | 久君             |
| 三十五番 | 二十番            | 三十六番 | 久君             |
| 三十六番 | 二十番            | 三十七番 | 久君             |
| 三十七番 | 二十番            | 三十八番 | 久君             |
| 三十八番 | 二十番            | 三十九番 | 久君             |
| 三十九番 | 二十番            | 四十番  | 久君             |
| 四十番  | 二十番            | 四十一番 | 久君             |
| 四十一番 | 二十番            | 四十二番 | 久君             |
| 四十二番 | 二十番            | 四十三番 | 久君             |
| 四十三番 | 二十番            | 四十四番 | 久君             |
| 四十四番 | 二十番            | 四十五番 | 久君             |
| 四十五番 | 二十番            | 四十六番 | 久君             |
| 四十六番 | 二十番            | 四十七番 | 久君             |
| 四十七番 | 二十番            | 四十八番 | 久君             |
| 四十八番 | 二十番            | 四十九番 | 久君             |
| 四十九番 | 二十番            | 五十番  | 久君             |
| 五十番  | 二十番            | 五十一番 | 久君             |
| 五十一番 | 二十番            | 五十二番 | 久君             |
| 五十二番 | 二十番            | 五十三番 | 久君             |
| 五十三番 | 二十番            | 五十四番 | 久君             |
| 五十四番 | 二十番            | 五十五番 | 久君             |
| 五十五番 | 二十番            | 五十六番 | 久君             |
| 五十六番 | 二十番            | 五十七番 | 久君             |
| 五十七番 | 二十番            | 五十八番 | 久君             |
| 五十八番 | 二十番            | 五十九番 | 久君             |
| 五十九番 | 二十番            | 六十番  | 久君             |
| 六十番  | 二十番            | 六十一番 | 久君             |
| 六十一番 | 二十番            | 六十二番 | 久君             |
| 六十二番 | 二十番            | 六十三番 | 久君             |
| 六十三番 | 二十番            | 六十四番 | 久君             |
| 六十四番 | 二十番            | 六十五番 | 久君             |
| 六十五番 | 二十番            | 六十六番 | 久君             |
| 六十六番 | 二十番            | 六十七番 | 久君             |
| 六十七番 | 二十番            | 六十八番 | 久君             |
| 六十八番 | 二十番            | 六十九番 | 久君             |
| 六十九番 | 二十番            | 七十番  | 久君             |
| 七十番  | 二十番            | 七十一番 | 久君             |
| 七十一番 | 二十番            | 七十二番 | 久君             |
| 七十二番 | 二十番            | 七十三番 | 久君             |
| 七十三番 | 二十番            | 七十四番 | 久君             |
| 七十四番 | 二十番            | 七十五番 | 久君             |
| 七十五番 | 二十番            | 七十六番 | 久君             |
| 七十六番 | 二十番            | 七十七番 | 久君             |
| 七十七番 | 二十番            | 七十八番 | 久君             |
| 七十八番 | 二十番            | 七十九番 | 久君             |
| 七十九番 | 二十番            | 八十番  | 久君             |
| 八十番  | 二十番            | 八十一番 | 久君             |
| 八十一番 | 二十番            | 八十二番 | 久君             |
| 八十二番 | 二十番            | 八十三番 | 久君             |
| 八十三番 | 二十番            | 八十四番 | 久君             |
| 八十四番 | 二十番            | 八十五番 | 久君             |
| 八十五番 | 二十番            | 八十六番 | 久君             |
| 八十六番 | 二十番            | 八十七番 | 久君             |
| 八十七番 | 二十番            | 八十八番 | 久君             |
| 八十八番 | 二十番            | 八十九番 | 久君             |
| 八十九番 | 二十番            | 九十番  | 久君             |
| 九十番  | 二十番            | 九十一番 | 久君             |
| 九十一番 | 二十番            | 九十二番 | 久君             |
| 九十二番 | 二十番            | 九十三番 | 久君             |
| 九十三番 | 二十番            | 九十四番 | 久君             |
| 九十四番 | 二十番            | 九十五番 | 久君             |
| 九十五番 | 二十番            | 九十六番 | 久君             |
| 九十六番 | 二十番            | 九十七番 | 久君             |
| 九十七番 | 二十番            | 九十八番 | 久君             |
| 九十八番 | 二十番            | 九十九番 | 久君             |
| 九十九番 | 二十番            | 一百番  | 久君             |

欠席議員は次のとおりである。

欠員は次のとおりである。